

## サービス約款（準委任）

セイコーソリューションズ株式会社（以下「当社」という。）がおお客様に対して提供する業務【準委任形態】の提供条件は以下の通りとします。

### —契約条項—

（適用）

第1条 本約款は、おお客様が準委任形態の業務（以下「本件業務」という。）を当社に委託（以下「個別契約」という。）する契約条件を定めたものです。おお客様の注文書に本約款と異なる条件が記載されている場合には、当該条件は適用せず、本約款を適用するものとします。

（個別契約の成立）

第2条 個別契約は、当社がおお客様からの注文書を受領し、おお客様に対してその承諾の通知をしたときに成立し、本約款の効力が生じます。

2. 注文書には、業務内容、業務期間、業務実施場所、委託代金、支払期日、支払方法その他の必要な取引条件を定めるものとします。

（仕様）

第3条 本件業務の仕様（以下「本仕様」という。）は、注文書及びそれに付随する書面に定めるものとします。

2. 本仕様の確定後、おお客様がその内容を変更しようとするときは、おお客様は、事前に書面により当社に申し入れ、当社と協議するものとします。

3. 前項の本仕様の変更が業務完了日、委託代金等に影響を及ぼすときは、おお客様と当社協議のうえ注文書記載の内容を変更するものとします。

（本件業務の実施）

第4条 当社は、本約款及び個別契約に従い本件業務を善管注意義務に基づき誠実に履行するものとします。

2. 当社は、本件業務のうち、注文書記載の業務完了日が設定されているものがある場合で業務完了日までに完了することが困難と認めるときは、すみやかにその遅延の理由及び履行予定等をお客様に通知し対策についておお客様と協議するものとします。

（資材等）

第5条 おお客様は、当社と協議のうえ、本件業務の履行に必要なお客様の資料、機器、設備等（以下「資材等」という。）を無償で当社に提供するものとします。

2. 当社は、資材等の提供を受けたときは、善良なる管理者の注意をもって保管し、本件業務の目的にのみ使用するものとします。

3. 当社は、本件業務上不要になったとき、個別契約が解除され若しくは終了したとき又はおお客様が返還を要求したときは、すみやかにお客様の指示に従い資材等をお客様に返還するものとします。

4. お客様の事業所その他お客様が指定する場所で当社が本件業務を履行する必要があるときは、お客様は、当社と協議のうえ、資材等の他、本件業務に必要な作業スペース、電力等についても無償で当社に提供するものとします。

5. 当社は、前項に基づき当社の従業員がおお客様の事業所その他お客様が指定する場所に立ち入るときは、当該事業所等所定の安全管理、秩序維持等に関する諸規則を当該従業員に遵守させるものとします。

（業務従事者・主任担当者）

第6条 本件業務に従事する当社の従業員（以下「業務従事者」という。）は、当社が選定するものとします。

2. 当社は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとします。

3. おお客様及び当社は、本件業務の主任担当者（以下「リーダー」という。）をそれぞれ1名選任し、相互に書面により相手方に通知するものとします。リーダーを変更する場合も同様とします。

4. おお客様及び当社は、個別契約に定める事項のほか、本件業務遂行に係る相手方への要請、依頼、連絡、確認、資料等の提供・返還等を原則として双方のリーダーを通じて行うものと

します。

（再委託）

第7条 当社は、本件業務の全部又は一部を当社の責任において当社所定の委託先に再委託することができるものとします。この場合、当社は当該委託先に対して、本約款及び個別契約に基づく義務と同等の義務を負わせるものとします。

（本件業務の完了）

第8条 本件業務は、当社がおお客様に対し、当社所定の業務報告書を提出し、おお客様がこれを確認したときに完了するものとします。

（支払）

第9条 本件業務の委託代金の支払方法及び支払期日は、個別契約に定めるものとします。

（知的財産権）

第10条 本件業務の過程で生じた著作物、知的財産権（著作権、特許その他の知的財産権を受ける権利を含むがこれに限られない。）及びノウハウ等に関する権利は、すべて当社に帰属します。

2. 当社が従前から有していた著作物、知的財産権及び第1項により当社に帰属する知的財産権を本件業務に利用した場合、当社はお客様に対し、お客様が自己利用するために必要な範囲内で、当該知的財産権の無償使用許諾をするものとします。

（第三者の知的財産権の侵害）

第11条 当社は、お客様と第三者との間で知的財産権上の紛争が生じたときは、お客様が次の各号をすべて満たす場合に限り当社の責任において処理解決するものとします。ただし紛争がお客様の責に帰すべき事由による（当社がおお客様指示に従った場合を含みます。）又は本件業務について、当社が第三者の知的財産権を侵害しないよう善良な管理者の注意をもって業務を遂行した場合は、この限りではありません。

(1) 紛争の事実及び内容を書面によりただちに当社に通知すること

(2) 紛争解決の実質的権限を当社に与えること

(3) 当社の要求に応じて紛争に関する報告、資料の提出その他必要な協力をする

（秘密情報及び個人情報の取扱い）

第12条 おお客様及び当社は、自己（自己の顧客を含む）の技術上、営業上の情報（以下「秘密情報」という。）を相手方に開示するときは、秘密である旨を表示して開示するものとします。なお媒体に化体しない方法により開示する場合は、開示時に秘密情報である旨を明示し、かつ、開示後30日以内に当該秘密情報の概要を記載した書面を秘密である旨を表示して相手方に提出するものとします。

2. お客様及び当社は、個別契約の履行に関連して相手方（相手方の顧客を含む。以下同じ。）の秘密情報及び個人情報を知り得たときは、当該秘密情報及び個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとします。

3. お客様及び当社は、相手方から開示された秘密情報及び個人情報をお客様が個別契約の履行の目的にのみ利用するものとし、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を得るものとします。

4. 前各項にかかわらず、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に含まれないものとします。

(1) 知り得たときにすでに保有していた情報

(2) 知り得たときにすでに公知であった情報

(3) 知り得た後自らの責に帰すべき事由によることなく公知となった情報

(4) 知り得た後開示された情報と関係なく独自の開発により知り得た情報

(5) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手し

#### た情報

- お客様及び当社は、個別契約の履行に不用となったとき、相手方から請求を受けたとき又は個別契約が解除され若しくは終了したときは、相手方から開示された秘密情報及び個人情報をお互いにすみやかに返還又は適切に廃棄するものとします。
- 本条の規定は、個別契約の解除又は終了後3年間はその効力を失わないものとします。

#### (権利譲渡等の禁止)

第13条 お客様及び当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、個別契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならないものとします。

#### (不可抗力)

第14条 当社は、天災地変、火災、公権力による命令処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、感染の拡大等の不可抗力により個別契約に基づく債務の全部又は一部が不履行となったときはその責を負わないものとします。

#### (契約の解除)

第15条 お客様及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに個別契約を解除することができるものとします。

- 本約款又は個別契約の規定の一つにでも違背し、相手方から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、期間内にその違背を是正しなかったとき（ただし、個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微な違背である場合を除く。）
  - 正当な事由なく期間内に個別契約に基づく債務を履行する見込みがないとき（ただし、個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微な不履行である場合を除く。）
  - 振り出した手形又は小切手が、不渡処分を受けたとき
  - 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき、租税滞納処分を受けたとき、破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又はこれらと同様のおそれが生じたとき
  - 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
  - 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
  - その他、個別契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき
2. お客様及び当社は、前項各号のいずれかに該当したときは、個別契約により生じた一切の債務について、弁済期限の利益を喪失し、ただちにこれを履行するものとします。

#### (損害賠償)

第16条 お客様及び当社は、個別契約の履行に関して相手方に損害を与えたときは、その損害額等について相手方と協議のうえ、注文書記載の委託代金相当額を限度として賠償責任を負うものとします。ただし当事者の責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、データ・プログラムの喪失については賠償責任を負わないものとします。

#### (相 殺)

第17条 当社は、お客様が第15条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、弁済期にかかわらず、お客様の当社に対する債権と当社のお客様に対する債権とを対当額にて相殺することができるものとします。

#### (反社会的勢力の排除)

第18条 お客様及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに個別契約の全部又は一部を解除することができるとともに、被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

- 自ら及びその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき又は反社会的勢力であったとき
- 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき
- 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え又は関係者が反社会的勢力である旨を伝えたとき

- 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的な言葉を用いたとき
- 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為をしたとき
- 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為をしたとき
- 個別契約の履行のために契約する者が前6号のいずれかに該当するとき

2. お客様又は当社は、前項の規定により個別契約の全部又は一部を解除したときは、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しないものとします。

#### (有効期間)

第19条 個別契約の有効期間は、個別契約締結日から委託代金全額の支払完了日までとします。

2. 前項の規定にかかわらず、第10条から第13条、第16条及び第20条は、個別契約の解除又は終了にかかわらず、その効力を失わないものとします。

#### (紛争解決方法)

第20条 個別契約に関して生じた一切の問題に関して、日本法を準拠法として日本法により解釈されるものとします。

2. 個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (協議事項)

第21条 本約款及び個別契約に規定のない事項並びに本約款及び個別契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、お客様と当社協議のうえ解決するものとします。

以上

改定履歴

初版：2024年9月10日